

日本の世界自然遺産について

～奄美・琉球の遺産登録に向けた取組～

平成27年7月
環 境 省



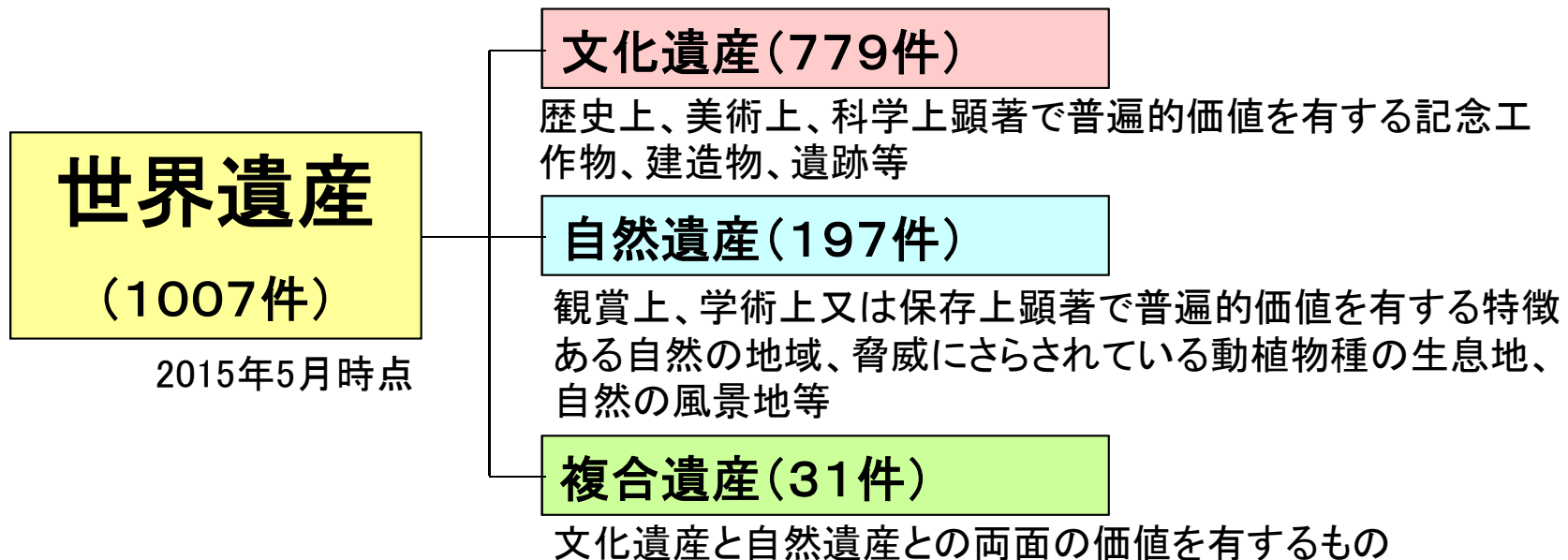
世界遺産条約

(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として**保護、保全し、国際的な協力及び援助の体制を確立**することを目的とする。

- ・1972年:ユネスコ総会で条約発効
- ・1992年:日本の条約締結・発効

締約国数:191カ国(2015年5月時点)





世界遺産として登録されるための条件

■遺産としての価値

➤ 顕著な普遍的価値

- ・唯一無二の分かりやすい価値を持つこと
- ・登録基準に該当すること

➤ 完全性

- ・十分な規模と必要な要素を持っていること

■保全措置

➤ 当該国による法的な保護担保

- ・国立公園等による保護・保全が必要

登録基準(自然遺産)

(vii) 自然景観

類例を見ない自然美および美的要素をもった優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。

(viii) 地形・地質

生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地質学的過程、あるいは重要な地形学的、あるいは自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。

(ix) 生態系

陸上、淡水域、沿岸・海洋生態系、動・植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。

(x) 生物多様性

学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれがある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、最も重要な自然の生息・生育地を含むこと。



日本の世界遺産

【自然遺産（計4件）】

- ・屋久島(平成5年)
- ・白神山地(平成5年)
- ・知床(平成17年)
- ・小笠原諸島(平成23年)

【文化遺産（計14件）】

- ・姫路城(平成5年)
- ・法隆寺地域の仏教建造物(平成5年)
- ・古都京都の文化財(平成6年)
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落(平成7年)
- ・原爆ドーム(平成8年)
- ・厳島神社(平成8年)
- ・古都奈良の文化財(平成10年)
- ・日光の社寺(平成11年)
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群(平成12年)
- ・紀伊山地の霊場と参詣道(平成16年)
- ・石見銀山遺跡とその文化的景観(平成19年)
- ・平泉 -仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-(平成23年)
- ・富士山 -信仰の対象と芸術の源泉-(平成25年)
- ・富岡製糸場と絹産業遺産群(平成26年)

知床



海氷が育む豊かな海洋生態系と陸上生態系

白神山地



ブナの原生林

屋久島



樹齢数千年の屋久杉と植生の垂直分布

小笠原諸島



海洋島特有の生物進化

我が国における世界自然遺産地域等の一般的な管理体制

●遺産の価値に影響を及ぼす様々な課題



外来種対策



希少種の保全

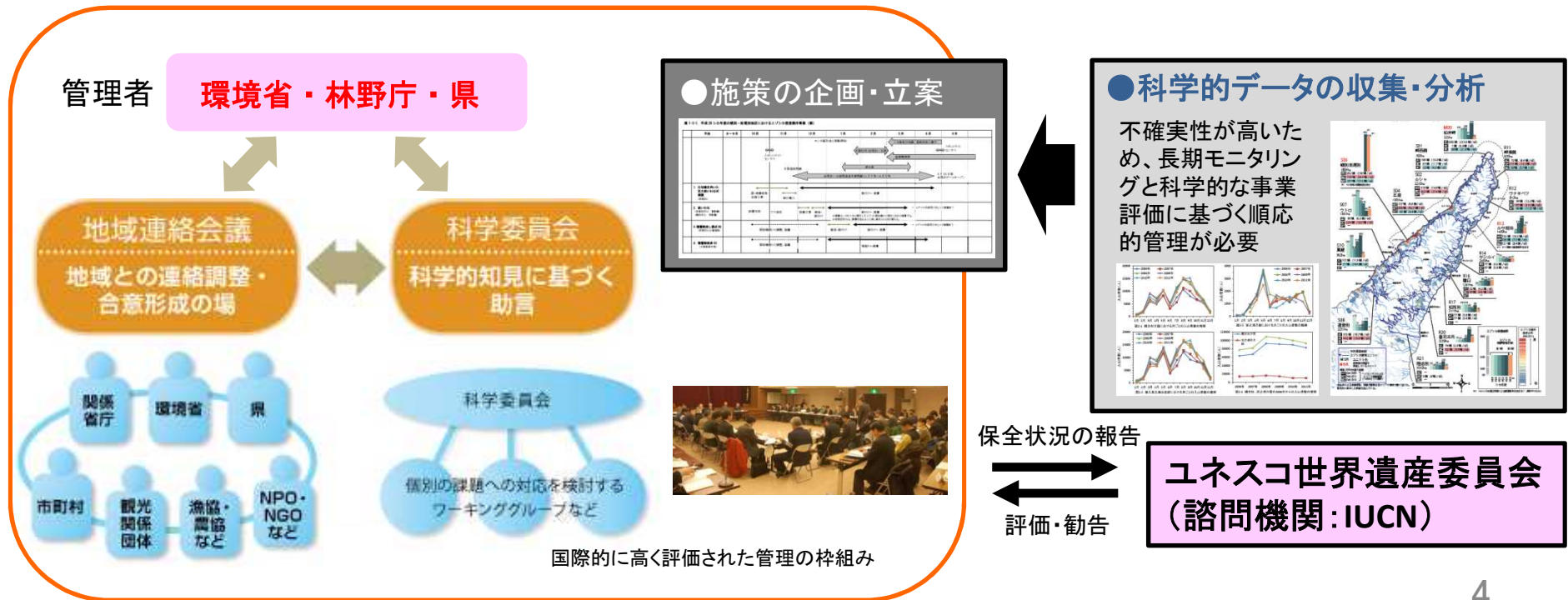


野生鳥獣の管理



利用の適正化

総合的かつ具体的な対策の検討



国内世界自然遺産候補地 「奄美・琉球」

○遺産としての顕著で普遍的価値

＜評価基準(ix)生態系＞

・かつて大陸の一部として共通の陸生生物が生息していたが、島々が分離・結合を繰り返し、小島嶼群として成立する過程において、多くの進化系統に種分化が生じた。このように大陸島における独特な生物進化の過程を明白に表す生態系の顕著な見本。

＜評価基準(x)生物多様性＞

・IUCNレッドリストに掲載されている多くの国際的希少種や固有種の生息・生育地であり、また学術上価値の高い、遺存固有種と新固有種の多様な事例が見られ、世界的に見ても生物多様性保全上重要な地域。

○現在の取組

世界自然遺産の登録に必要な以下の取組を積極的に推進

- 自然環境の保護を担保するための**国立公園等の保護地域の指定あるいは拡張**
- **アマミノクロウサギ等の希少種の保護増殖**
- **マングース等の外来種対策**
- 専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を設置し、**推薦書や管理計画の作成**



アマミノクロウサギ



ヤンバルクイナ



イシカワガエル



ケナガネズミ



イリオモテヤマネコ

「奄美・琉球」の遺産登録に向けた経緯と今後のプロセス

平成25年1月31日関係省庁連絡会議において、「奄美・琉球」を世界遺産暫定一覧表に記載することを政府として決定

ユネスコ世界遺産センターへ暫定一覧表(暫定リスト)記載のための必要書類提出

平成25年2月 ユネスコ世界遺産センターから「世界遺産たりうる具体的な地域とその位置に関わる詳細な情報」についての照会

科学委員会設置 (H25は5月、8月、12月に開催)

- ・価値の考え方に関する検討
- ・推薦候補区域に関する検討(奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4地域を選定)
【事務局:環境省、林野庁、鹿児島県、沖縄県】

平成26年1月 ユネスコ世界遺産センターからの照会へ回答

【国内作業】

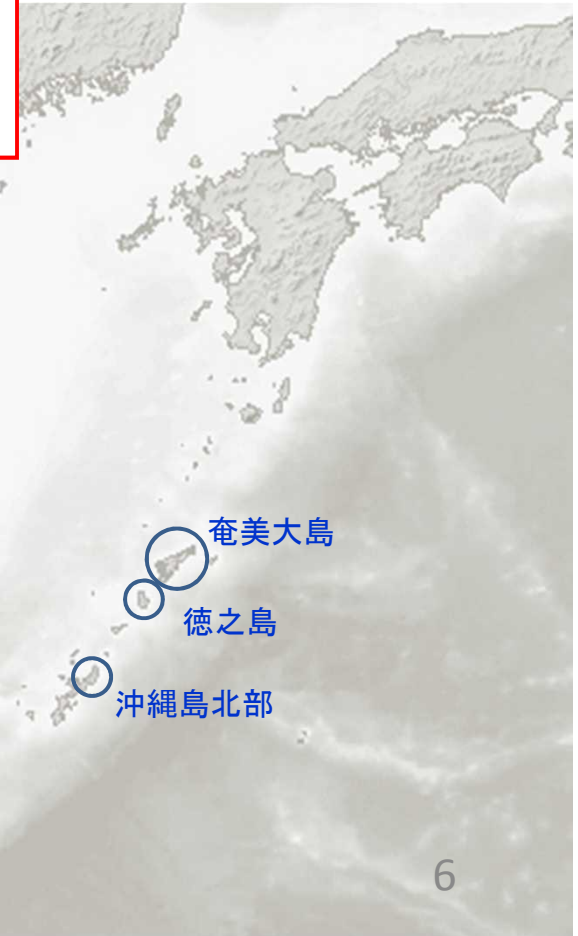
- ・推薦書及び管理計画の検討及び作成
- ・地元自治体、地域関係者、関係省庁との合意形成
- ・保護担保措置の確立等

ユネスコ世界遺産センターへの推薦書暫定版提出
【推薦書提出の前年9月まで】

ユネスコ世界遺産センターへの推薦書提出
【毎年2月1日まで】

世界遺産委員会諮問機関(IUCN)による現地調査及び評価
【推薦書提出年夏頃】

世界遺産委員会における審議(記載の可否決定)
【毎年6、7月頃】





世界自然遺産候補地

奄美・琉球

世界に誇れる豊かな自然が

独特の気候と地史

奄美・琉球は、北緯24度～30度に位置し、熱帯と温帯の間である亜熱帯地域です。世界の亜熱帯地域のほとんどが砂漠や乾燥した草原であるのに対して、本地域は、黒潮の影響で湿潤な海洋性気候となるため、森林が成立しています。

また、本地域はこれまで地殻変動や海水面の上昇・下降によって、陸地の水没や海の陸化が起きました。これにより、ユーラシア大陸や日本列島から離れ、その後一部が大陸と結合・分離を繰り返してきた独特の地史があります。



奄美・琉球の成立の歴史

生物の宝庫

奄美・琉球は熱帯気候と暖温帯気候の移行帯に位置し、独特の地史による島嶼の形成により、『生物多様性』が非常に高い地域となっています。

特に本地域は、太古の時代に大陸から隔離されたため、大陸には現存しない古い形質を保持した生物である「遺存固有種」が存在するなど、ここでしかみられない種が数多く分布し、独特な『生態系』が形成されています。



遺存固有種や希少種が多く見られる代表的な地域



西表島では、古見岳(469m)や御座岳(420m)などの山々が連なり、原生状態に近い亜熱帯照葉樹林やマングローブ林、我が国最大規模のサンゴ礁(石西礁湖)を有するなど、手つかずの自然が残されています。山地は雲霧帯を有するため、ランやシダなどの着生植物が多く、イリオモテヤマネコ、ヤエヤマセマルハコガメなどの八重山固有の生物が生息しています。



徳之島には、北部の天城岳(533m)や中央部の井之川岳(645m)から犬田布岳(417m)にかけて広がる山塊が豊かな亜熱帯照葉樹林に覆われており、アマミノクロウサギをはじめ、オビトカゲモドキやクノシマトゲネズミなどの遺存固有種の生息地となっています。

奄美・琉球は、多くの島々が南北に連なり、その中で地域ごとに独自の進化をとげた生きものが生息しています。また、豊かな亜熱帯の照葉樹林、マングローブ林やサンゴ礁などの多様な『生態系』により多くの生きもののすみかが育まれ、現在まで高い『生物多様性』が維持されてきたことは驚きであり、世界に誇れる自然といえます。



鹿児島県



奄美大島の中央部・南部では、湯湾岳(694m)や油井岳(484m)などの山塊から海域まで豊かな亜熱帯照葉樹林が連続しています。これらの森林では、アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ、ルリカケス、オットンガエルなどの遺存固有種やアマミヤマシギなどの希少種の生息地となっています。また、役勝川や河内川などの河川にはリュウキュウアユが生息しています。

沖縄島北部(やんばる)の与那覇岳(503m)や西銘岳(420m)が連なる山塊では、豊かな亜熱帯照葉樹林が広がっています。これらの森林には、空を飛べないヤンバルクイナや木に穴を掘り営巣するノグチゲラ、樹上で活動し木のウロを寝床にするケナガネズミ、一生のほとんどを樹洞で生活するヤンバルテナゴコガネなど、固有の生物が数多く生息しています。



沖縄県

奄美・琉球には存在します。

世界自然遺産への道のり

世界自然遺産とは

人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物。それが世界遺産です。

世界遺産は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて登録され、自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類があります。このうち、我が国での世界自然遺産には、現在、知床(北海道)、白神山地(青森県・秋田県)、屋久島(鹿児島県)、小笠原諸島(東京都)の4ヶ所が登録されています。

世界自然遺産登録に向けた課題

平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会(環境省と林野庁が共同で設置)」では、奄美・琉球が、日本の世界自然遺産候補地の一つとして選定されました。その中で、奄美・琉球は、大陸とつながっていた地史の中で生きものが独自の進化を経て多様化し、絶滅危惧種なども多く生息・生育していることから、『生態系』と『生物多様性』の点で評価されました。

政府は、IUCNへの推薦書の提出を見据えて、平成25年1月に「奄美・琉球」を世界遺産暫定一覧表(暫定リスト)へ掲載することを決定しました。今後、国内の5ヶ所目の登録に向けて、推薦の手続きや準備を進めていきます。

世界自然遺産に登録される要件としては、「顕著で普遍的な価値を有すること」、「その価値が将来にわたって守られること」の2点が重要です。

これらの要件に対して、以下の課題があります。

課題1 保護地域の指定・拡張

世界遺産に登録されるためには、その資質を損なわないよう、法律に基づいた保護措置が必要です。このため、国立公園の指定・拡張などによる保護地域の拡大が求められています。

課題2 保護対策の充実

近年では特に、外来種であるマングースやノネコなどによる捕食、密猟や盗掘、生息環境の悪化により、固有種や希少種に影響を及ぼしていると考えられています。現在も外来種や密猟などの対策を実施していますが、引き続き効果的に行っていく必要があります。



捕獲されたマングース



密猟対策の横断幕

日本の世界自然遺産



世界自然遺産登録までのプロセス



※ IUCN: 国際自然保護連合。国家、政府機関、非政府機関で構成された国際的な自然保護機関

出典 「琉球の自然誌」(1980,築地書館(東京))
Geographic patterns of Endemism and Speciation in Amphibians and Reptiles of the Ryukyu Archipelago, Japan, with Special Reference to their Paleogeographical Implications (Res. Popul. Ecol. 40(2), 1998 pp. 189-204.)



環境省 那覇自然環境事務所

〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル 4F 電話 098-858-5824 ファックス 098-858-5825

2013年3月発行 編集: いで株式会社 デザイン: アトリエ フライハイ



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。